自 主 防 災 組 織 の て び き

令和６年４月１日

川越市　防災危機管理室

℡２２４－５５５４

1　自主防災組織とは

自主防災組織とは、災害に対して地域住民が自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織のことを言います。

2　自主防災組織の必要性

大災害が起こった場合、被害を最小限にとどめるよう、市をはじめ防災関係機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、東日本大震災や熊本地震からもわかるように、地震による被害は、火災をはじめ、道路の寸断、建物などの倒壊、断水や電力供給の停止など、多種多様にわたり、防災関係機関のみの活動では、十分に対処できないことが考えられます。

そこで、それぞれの家庭での日頃の備えや、いざというときの心がまえが必要となってくるのですが、それに加え、地域ぐるみの防災活動もまた重要な役割を果たします。地域住民がお互いに協力し合い、地域の安全を守る必要があります。自主防災組織は、そのような地域の防災活動を効果的に行うための組織です。

3　自主防災組織をつくるためには

⑴結成の単位

地域の防災活動として、機能的で実践的な組織とするため、また、継続的に活動するためにも自治会を基本単位として結成することが望ましいと考えられます。

⑵組織の結成

組織の編成にあたっては、災害時に機能的に行動できるように班を編成し、各班の役割分担を決める必要があります。

（標準的な組織の編成例）

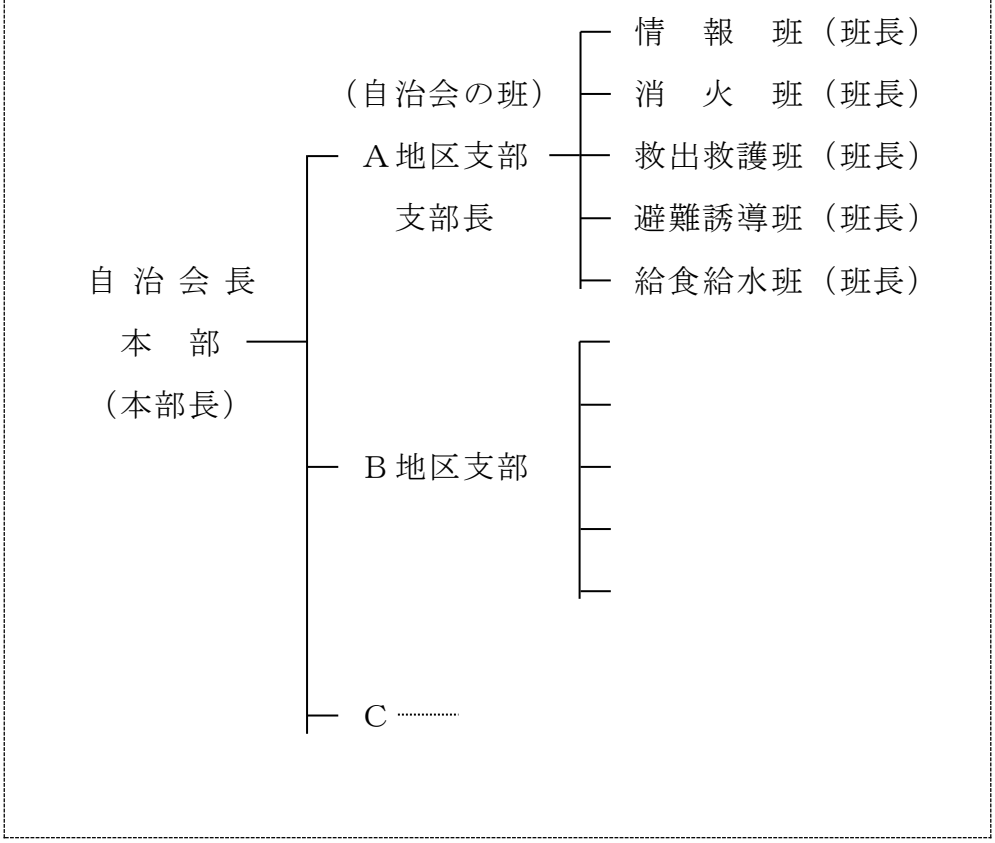

●各班の役割分担

班　　名	平　　常　　時	災　　害　　時
本　　部	・防災訓練の企画 ・組織の庶務、会計	・地区に対策本部を設置し、市や消防との連絡にあたる。 ・各班との連絡調整にあたる。
情　報　班	・情報伝達、収集の訓練を行う。 ・ビデオやパンフレットによる防災啓発を行う。	・地区の被害状況を把握し、本部に連絡する。 ・地区内に正確な情報を伝達する。

消　火　班	・初期消火訓練を行う。 ・消火器の取扱方法を指導する。	・各家庭に火の始末を呼びかける ・消火器などによる初期消火にあたる。
救出救護班	・救出救護訓練を行う。 ・負傷者の救出に必要な用具の調達並びに技術の習得を行う。	・負傷者に応急手当を施す。 ・負傷者を病院まで搬送する。 ・救護所を設置する。 ・身障者、寝たきり老人などの救出を行う。
避難誘導班	・避難訓練を行う。 ・避難路、避難地の巡回点検並びに現状把握。	・危険が切迫した時又は避難命令が出た時は、地区住民を安全な場所まで誘導する。
給食給水班	・物資の備蓄、管理を検討する。 ・炊きだし訓練を行う。	・食糧の炊きだし、飲料水の確保配分にあたる。 ・救援物資の受入れ配分にあたる。

（注意点）

・連絡調整部門（本部員）を設ける。
・女性の積極的な参加を求める。
・各班の人員については、地域の実情により定める。
・できれば昼夜別の編成を考える。
・地域の実情により、例えば水害の多い地域は水防班を設けるなどして、より実践的な編成を考える。
・地域内の事業所などについても、参加を呼びかける。
・班員が特定地区に偏らないようにする。
・班長、班員の選定にあたっては、消防、消防団、自衛隊の経験者や医師、看護師経験者などに呼びかけ参加してもらう。

⑶自主防災組織の規約及び防災計画　　Ｐ８～１３参照

4　市から自主防災組織への支援

⑴結成時補助金

基準額（３万円）＋世帯割額（１世帯につき１００円）

ただし、１０万円を超える場合、１０万円を限度とします。

⑵資機材等補助金

①防災資機材等の整備に要した経費のうち、２分の１に相当する額を資機材等補助金として交付します。ただし、１年度につき４万円を限度とします。（自主防災組織新規結成年度及びその翌年度並びに広域自主防災会は６万円を限度とします。）

②対象物品　別冊「『川越市自主防災組織及び広域自主防災会結成時補助金等交付要綱』に関する補助対象一覧」をご覧ください。

⑶訓練等実施補助金

①訓練や研修に要した経費のうち、２分の１に相当する額を交付します。ただし、１年度につき２万円を限度とします。

（自主防災組織新規結成年度及びその翌年度並びに広域自主防災会は３万円を限度とします。）

②対象物品 別冊「『川越市自主防災組織及び広域自主防災会結成時補助金等交付要綱』に関する補助対象一覧」をご覧ください。記載がないものについては事前にご相談ください。

⑷防災倉庫設置補助金

防災倉庫の設置に要した経費のうち、２分の１に相当する額を防災倉設置補助金として交付します。ただし、１年度につき１０万円を限度とし、補助対象は１組織につき１棟までとします（補助金の交付後１５年経過した場合はこの限りではありません。）。

⑸防災士資格取得補助金

①自主防災組織が下記の≪１≫に掲げる要件に該当する方に防災士の資格を取得させるために要した費用のうち、≪２≫の経費の合計額の２分の１に相当する額を防災士資格取得補助金として交付します。ただし、１万５千円を限度とし、申請は、１組織につき１年度に１回とします。また、申し込みは７月３１日までとします。ただし、予算額に余裕がございましたらその後も順次受け付けます。

≪１≫対象者は次の⑴～⑷の全てに該当する方

Ⅰ　本市に住所を有する方。

Ⅱ　講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする方(講座の受講を免除されている方を含む。)

Ⅲ　防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある方

Ⅳ　市内の自主防災組織に所属し、自主防災組織の長の推薦を受けた方

≪２≫対象経費

Ⅰ　防災士研修機関が実施する講座の受講料

Ⅱ　日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料

Ⅲ　日本防災士機構による防災士認証の登録料

②申請から補助金の交付まで

自主防災組織		市
❶申込書の提出（７月３１日まで）	⇒	❷受領後に審査
❹推薦者へ結果をお知らせください。	⇐	❸ 審査結果の通知を送付
❺（決定の通知受領後） 資格取得後、交付申請書等必要書類（下記７に記載）を提出	⇒	❻必要書類の審査
	⇐	❼審査後通知の送付、補助金交付

⑹訓練実施時の支援

①訓練実施時にアルミパックパン等備蓄食糧の支給

②デジタル簡易無線機や炊き出し用釜など資機材の貸与

③埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員の派遣

指導内容：イツモ防災講座、救護訓練、ＤＩＧ（災害図上）訓練、
ＨＵＧ（避難所運営ゲーム）訓練

⑺訓練時の傷害に対する対応

防火防災訓練災害補償等共済制度の適用（市で加入済）

5　自主防災組織結成に係る必要書類

⑴結成の届出及び結成時補助金の申請に係る必要書類

・自主防災組織結成届出書（市指定用紙）

・川越市自主防災組織及び広域自主防災会補助金等交付申請書兼受領書（市指定用紙）

・自主防災組織表（任意様式）

・　〃　　規約・防災計画（任意様式）

・預金口座振込依頼書（市指定用紙）

⑵結成時補助金の使途報告に係る必要書類

結成時補助金の交付を受けた自主防災組織は、結成年度末までに活動実績及び当該補助金の使途について報告する。※交付された結成時補助金に残金が発生した場合、返還していただきます。

・川越市自主防災組織及び広域自主防災会活動実績報告書（市指定用紙）

・補助金の使途（市指定用紙）

・補助金の使途を証明する領収書及び明細

6　資機材等補助金、防災訓練等実施補助金及び防災倉庫設置補助金申請に係る必要書類

・川越市自主防災組織及び広域自主防災会補助金等交付申請書兼受領書（市指定用紙）
・川越市自主防災組織及び広域自主防災会活動実績報告書（市指定用紙）
・補助金の使途（市指定用紙）
・補助金の使途を証明する領収書及び明細
・預金口座振込依頼書（市指定用紙）

※防災訓練等実施補助金のみ
・防災訓練等を実施したことがわかる書類（写真等）

※防災倉庫設置補助金のみ
・配置図・写真・土地契約書（承諾書）

7　防災士資格取得補助金申請に係る必要書類

・防災士資格取得補助金申込書（市指定様式）

申込書を提出いただいた後に審査をし、通知を送付します。決定の通知を受領後に受講してください。

資格取得後下記書類を提出してください。

・川越市自主防災組織及び広域自主防災会補助金等交付申請書兼受領書（市指定用紙）
・川越市自主防災組織及び広域自主防災会活動実績報告書（市指定用紙）
・補助金の使途（市指定用紙）
・補助金の使途を証明する領収書及び明細
・預金口座振込依頼書（市指定用紙）
・防災士認証状の写し

※補助金交付申請書類については、必ず現行の様式にて提出してください。旧様式にて提出された場合、現行様式にて再提出していただきます。また、誤りがある場合再提出をお願いします。特に○○自主防災会、○○自主防災組織や、１丁目と一丁目のご確認お願い致します。

―― 標準的な規約 ――

○○町自主防災会規約

（名称）

第１条　この組織は、○○町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（○○町自主防災会）

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、○○に置く。（集会所、会長宅等）

（目的）

第３条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　防災に関する知識の普及に関すること。

⑵　地震等に対する災害予防に関すること。

⑶　地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

⑷　防災訓練の実施に関すること。

⑸　防災用資機材等の備蓄に関すること。

⑹　その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第５条　本会は○○町内にあたる世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

⑴　会　長　　１人

⑵　副会長　　１人

⑶　幹　事　　若干人

⑷　監査役　　２人

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等発生時における応急活動の指導命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。

３　幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

４　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本会に総会及び幹事会を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

⑴　規約の改正に関すること。

⑵　防災計画の作成及び改正に関すること。

⑶　事業計画に関すること。

⑷　予算及び決算に関すること。

⑸　その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第１０条　幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

２　幹事会は、次の事項を審議し実施する。

⑴　総会に提出すべきこと。

⑵　総会により委託されたこと。

⑶　その他、幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第１１条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

⑴　地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

⑵　防災知識の普及に関すること。

⑶　防災訓練の実施に関すること。

⑷　地震等の発生時における情報伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

⑸　その他必要な事項

（会費）

第１２条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第１３条　本会の運営に要する経費は、会費その他収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第１４条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第１５条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付　則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

――― 標準的な防災計画例 ―――

○○町自主防災会防災計画

1　目的

この計画は、○○町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2　事業

前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　防災組織の編成及び任務分担に関すること。

⑵　防災知識の普及に関すること。

⑶　防災訓練の実施に関すること。

⑷　その他、町内の防災施設並びに防災環境の整備に関すること。

3　防災組織の編成及び任務分担

（略・前記）

4　防災知識の普及

地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及を行う。

⑴　普及事項

ア　防災組織及び防災計画に関すること。

イ　地震、火災、水害等についての知識に関すること。

ウ　地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること。

エ　各家庭における防災上の留意事項に関すること。

⑵　普及の方法

ア　町内会だより、パンフレット、ポスター等の配布

イ　座談会、講演会、映画会等の開催

5　防災訓練の実施

⑴　訓練の種類と内容

ア　情報の収集伝達訓練

地域内の災害状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。

市や消防署の情報を住民に伝達する。

イ　消火訓練

消火器、水バケツ等の消火方法を習得する。

ウ　避難訓練

決められた避難場所まで安全に避難する。

エ　救出救護訓練

家屋の倒壊や落下等で負傷した人の救出活動及び応急手当の方法等の知識、技術を習得する。

オ　給食給水訓練

各家庭における非常食と飲料水の備蓄、確保

配給食糧の配分及び炊きだし、給水が行えるよう訓練する。

カ　地震体験訓練

消防署で保有する起震車「川越なまず号」により実際の地震の揺れ方強さを体験する。

この標準的な防災計画例のほかに、地域の実情に合った実践的、具体的な活動内容を定めることが大切です。地域の実態を把握し検討するためには、次のようなことに留意する必要があります。

ア　広場、空き地、公園などの一時的な避難場所として使用可能な箇所の状況

イ　壁、ブロック塀の危険箇所の状況

ウ　寝たきり老人や体の不自由な人の住まいと人数

エ　病院、医院、食品店等の配置状況

オ　消火栓、防火水槽等消防水利の配置状況

カ　井戸、受水槽などの配置状況

以上のようなことについて調査把握するとともに、それらを記名した一覧表や連絡網、それに地図を作成しておくと便利です。更に、次のようなことについても検討しておけば、より実践的な活動計画になると思われま

す。

キ　地震時における本部の設置箇所や各班員の集合場所

ク　地域内の医療機関に対し、あらかじめ負傷者の受入れ等について協議しておく。

ケ　井戸の受水槽等の所有者及び米穀業、飲料品店、燃料店等と飲料水や必要物資の提供について協議しておく。

コ　防災用物品、資機材の必要量、保管方法について市や消防署と協議しておく。

川越市自主防災組織及び広域自主防災会結成時補助金等交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、自主防災組織及び広域自主防災組織の活動に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域における自主防災組織の活性化を図ることを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５４年規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次に各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　自主防災組織　地域の防災活動を行うため市内の自治会等を基本単位として自主的に組織された団体（自治会等の区域を分割することについて合理的な理由により組織される団体を含む。）で、市長に届け出たものをいう。

⑵　広域自主防災組織　広範囲の地域の防災活動を行うため、川越市自治会連合会の支会又は３以上の自治会等を基本単位として自主的に組織された団体で、市長に届け出たものをいう。ただし、広域自主防災組織の地域は、他の広域自主防災組織の地域と重複することはできない。

⑶　結成時補助金等　結成時補助金、資機材等補助金、防災訓練等実施補助金、防災倉庫設置補助金及び防災士資格取得補助金をいう。

⑷　防災士　「自助」、「共助」及び「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

⑸　防災士研修機関　日本防災士機構が認証した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

（結成時補助金）

第３条　市長は、自主防災組織の結成時に要する経費として、結成時補助金を交付するものとする。

２　結成時補助金は、次の各号に掲げる額の合計額とする。この場合において、当該合計額が１０万円を超えるときは、１０万円を限度とする。

⑴　基準額　１組織につき３万円

⑵　世帯割額　自主防災組織を構成している世帯数に１００円を乗じた額

（資機材等補助金）

第４条　市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織が別に定める防災資機材等の整備に要した費用のうち、当該経費の２分の１に相当する額を資機材等補助金として交付するものとする。この場合において、別表に定める額を超えるときは別表に定める額を限度とする。

２　市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織に対する資機材等補助金を重複して交付することができる。

３　資機材等補助金の申請は、１組織につき１年度に１回とする。

４　資機材等補助金に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（防災訓練等実施補助金）

第５条　市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織が別に定める防災訓練及び研修に要した費用のうち、当該経費の２分の１に相当する額を防災訓練等実施補助金として交付するものとする。この場合において、当該防災訓練等実施補助金の額が１年度につき別表の額を超えるときは別表の額を限度とする。

２　市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織に対する防災訓練等実施補助金を重複して交付することができる。

３　防災訓練等実施補助金の申請は、１組織につき１年度に１回とする。

４　防災訓練等実施補助金に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（防災倉庫設置補助金）

第６条　市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織が防災倉庫の設置に要した経費のうち、当該経費の２分の１に相当する額を防災倉庫設置補助金とし

て交付するものとする。この場合において、当該防災倉庫設置補助金の額が１年度につき１０万円を超えるときは、１０万円を交付するものとする。

２　防災倉庫設置補助金の補助対象は、1組織につき1棟までとする。ただし、すでに補助金の交付を受けて設置した倉庫が第１３条第１項の期間を経過した場合についてはこの限りではない。

３　防災倉庫設置補助金に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

４　防災倉庫設置補助金の対象となる防災倉庫を設置した場合、防災倉庫である旨の表示及び自主防災組織名を防災倉庫に表示しなければならない。

（防災士資格取得補助金）

第７条　市長は、自主防災組織が組織の構成員に防災士の資格を取得させるために要した費用のうち、次の各号に掲げる経費の合計額の２分の１に相当する額を防災士資格取得補助金として交付するものとする。この場合において、当該防災士資格取得補助金の合計額が１万５千円を超えるときは、１万５千円を限度とする。

⑴　防災士研修機関が実施する講座の受講料

⑵　日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料

⑶　日本防災士機構による防災士認証の登録料

２　防災士資格取得補助金の対象となる者は、本市に住所を有する者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

⑴　講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者（講座の受講を免除されている者を含む。）

⑵　防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者

⑶　市内の自主防災組織に所属し、自主防災組織の長の推薦を受けた者

３　防災訓練等実施補助金の申請は、１組織につき１年度に１回とする。

（結成時補助金等の交付の申請及び報告）

第８条　規則第４条第１項の規定に基づき、結成時補助金等の交付を受けようとする自主防災組織及び広域自主防災組織は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める申請書等を、市長に提出しなければならない。

⑴　結成時補助金の交付を受けようとする場合、規則第４条第１項に規定する申請書(様式第１号)並びに自主防災組織規約及び自主防災組織編成表。ただし、結成時補助金を受けた後は、第１１条に規定する報告書。

⑵　資機材等補助金、防災訓練等実施補助金及び防災倉庫設置補助金の交付を受けようとする場合、前号に規定する申請書及び第１１条に規定する報告書。

⑶　防災士資格取得補助金の交付を受けようとするものは、当該補助金の交付を受けようとする年度の７月３１日までに申込書(様式第２号)を市長へ提出するものとし、市長は、当該申込書の受領後審査をし、その結果を自主防災組織の会長へと通知するものとする。ただし、予算額に余裕がある場合はそれ以降も随時受け付けるものとする。また、実施後は第１号に規定する申請書及び第１１条に規定する報告書を提出しなければならない。

２　前項第３号に定める申込書を除き、申請書等の提出期限は、申請する補助金の対象となる事業を実施した年度の末日とする。

（記載を要しない事項等）

第９条　規則第４条第１項第２号及び第３号に掲げる事項は、記載することを要しない。

２　規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係わる書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第１０条　規則第７条第１項の交付決定通知書の様式は、様式第~~２~~３号のとおりとする。

（報告書の様式）

第１１条　規則第１３条の報告書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（補助金額確定通知書の様式）

第１２条　規則第１４条第１項に規定する補助金の額の確定通知は、様式第５号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第１３条　規則第１８条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却

資産の耐用年数等に関する省令(昭和４０年大蔵省令第１５号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

２　規則第１８条第２号に規定する市長が定める財産は、取得価格が単価１０万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

(補助金の終期)

第１４条　補助金の交付に関し、社会情勢の変化等を勘案し、施策効果の検証を踏まえ、５年ごとに必要な見直しを行うものとする。

附　則

この要綱は、昭和６０年１月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表　補助金上限額

	自主防災組織	自主防災組織 （結成年度、翌年度）	広域自主防災組織
結成時補助金		100,000 円	
資機材等補助金	40,000 円	60,000 円	60,000 円
防災訓練等実施補助金	20,000 円	30,000 円	40,000 円
防災倉庫設置補助金	100,000 円		
防災士資格取得補助金	15,000 円		